

# 日常生活用具「住宅改修」について

障がい者が自宅で自立した生活を送ることができるよう、住宅改修を行った場合に日常生活用具「居宅生活動作補助用具」の種目で住宅改修費が給付されます。(1人につき1回、基準額)

## (1) 対象者

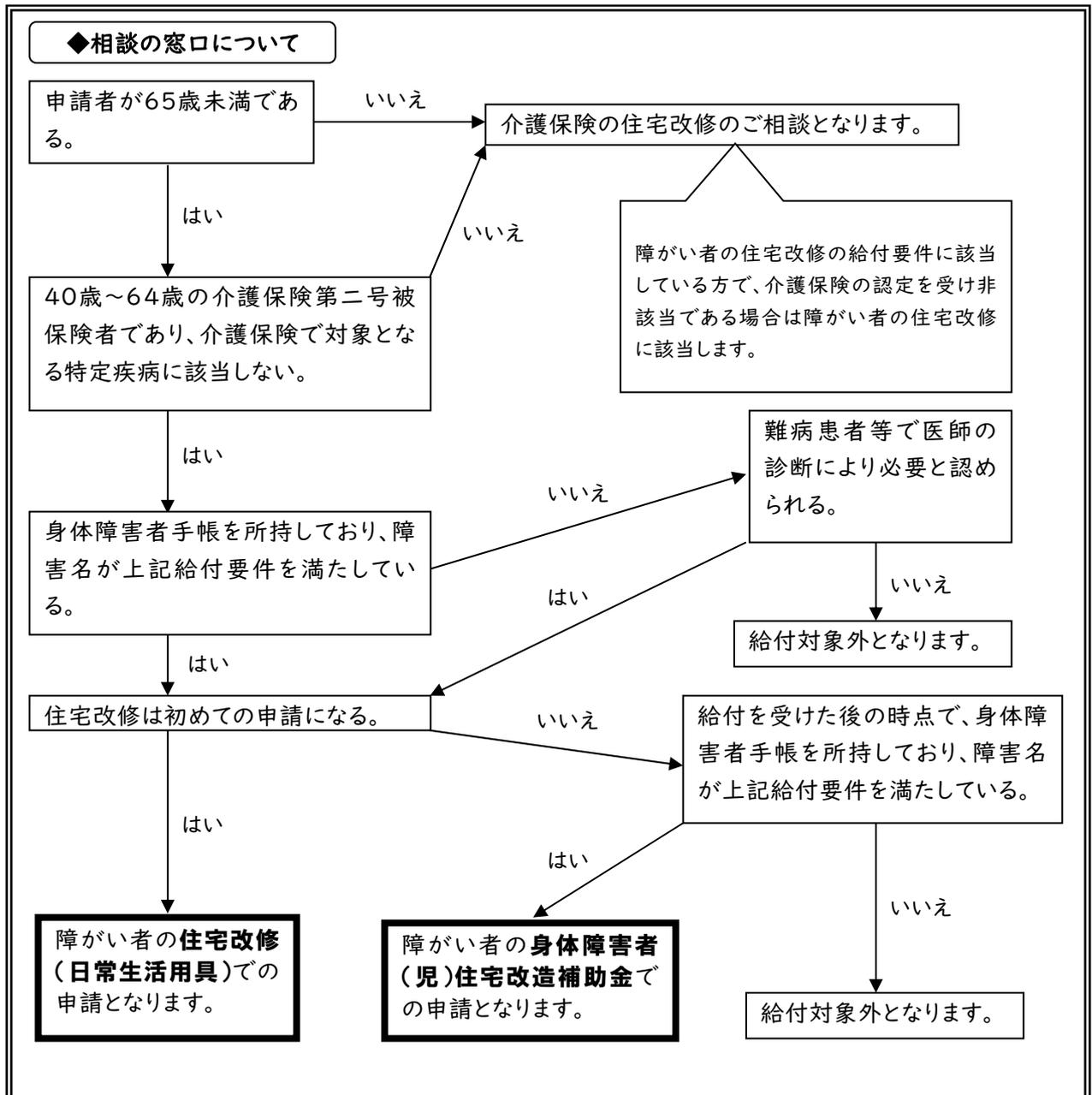
次のいずれかに該当する唐津市に在住の人

●身体障害者手帳をお持ちの3歳以上の人で

下肢・体幹機能・脳原性運動機能(移動機能障害に限る)に障がいがあり、それぞれの等級が3級以上の人

●難病患者等の人で

下肢・体幹機能に障がいがあり、診断書により住宅改修の必要性が認められる人



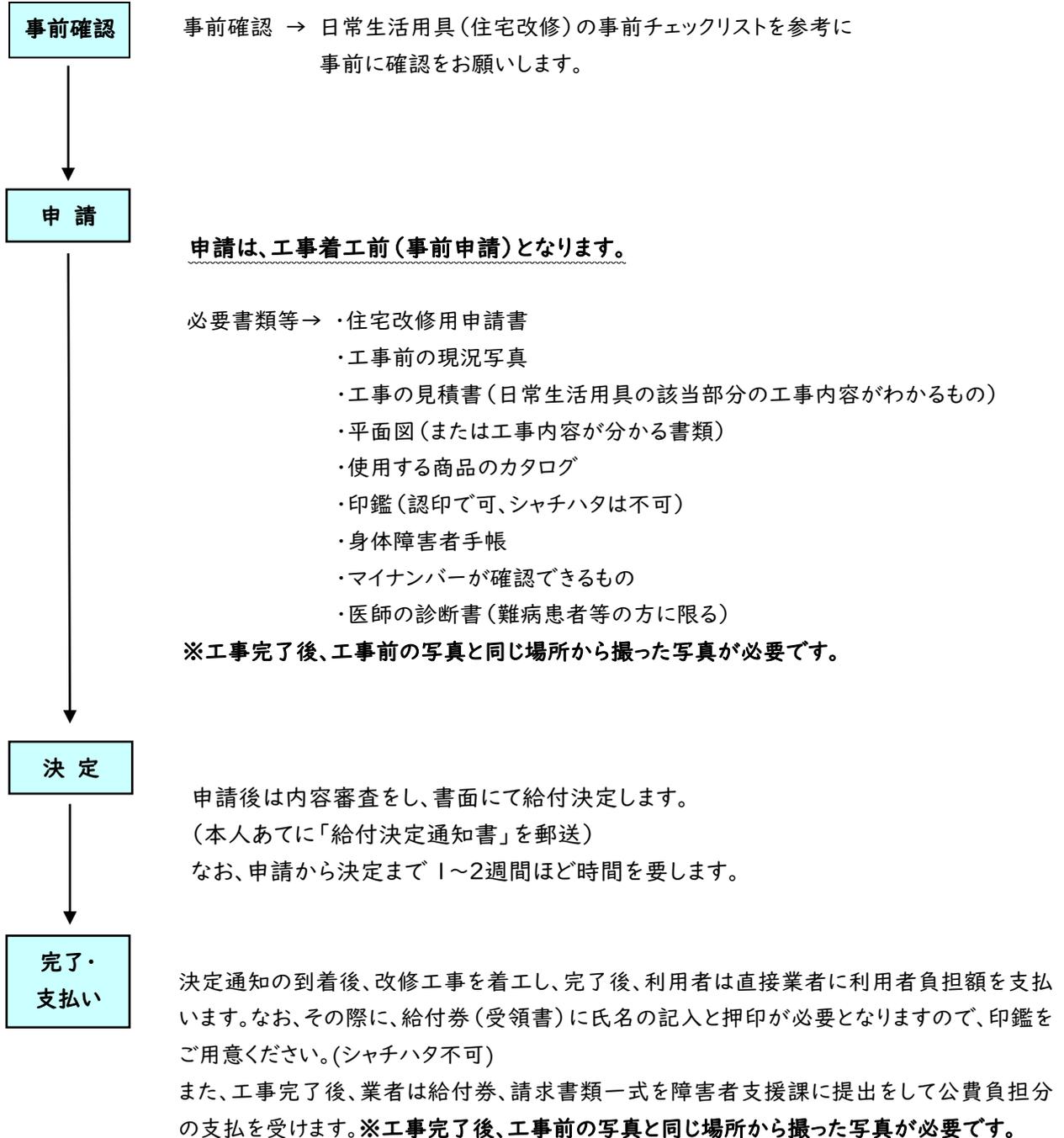
(2) 該当となる改修工事

改修内容	構造等
1. 手すりの取付け	廊下、便所、浴室、玄関等に転倒防止、移動・移乗動作が容易にできることを目的として設置するものです。手すりの形は適切なものとします。
2. 段差の解消	居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差を解消するための住宅改修をいいます。具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げなどです。 ※昇降機、リフト、段差解消機等動力による床段差を解消する工事は対象にはなりません。
3. 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更	具体的には、居室において畳敷きから板製床材、ビニル系床材などへの変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更などが考えられます。
4. 引き戸などへの扉の取り替え	開き戸を引き戸、折れ戸、アコーディオンカーテンなど扉全体を取り替えたり、ドアノブの変更、戸車の設置なども含まれます。 なお、引き戸などへの扉の変更にあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の費用は対象外になります。
5. 洋式便器などへの便器の取り替え	和式便器を洋式便器に取り替える場合が対象になります。また、和式便器から洗浄機能がついた洋式便器（一体型の場合のみ）への取り替えは、上肢機能障害が個別等級2級以上の場合に対象となります。なお、すでに洋式便器の場合は、これらの機能などの取付けは対象外になります。さらに、非水洗和式便器から水洗洋式便器に取り替える場合は、工事のうち水洗化または簡易水洗化の工事は対象外になります。
6. その他1～5の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	それぞれ以下のものが考えられます。 ※ただし、改修内容に応じた必要最小限の改修となります。 【例】 ①手すりの取付け ➡ 手すりの取付けのための壁の下地補強 ②床段差の解消 ➡ 浴室の床の段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事 ③床材の変更 ➡ 床材の変更のための下地の補修や根太の補強 その他の工事に付帯して必要な工事についてはご相談ください。

※状態などによっては対象とならない改修工事があります。

例えば、将来の車椅子生活を予測して和室をフローリング（床材の変更）にする工事、歩行器を使用しているが階段手すりの設置工事、入浴はすべて通所介護などの特浴を利用しているが浴室のみの改修工事などが対象となりません。

### (3) 申請について



日常生活用具（住宅改修）の事前チェックリスト

<p>対象者要件について (どちらかが全て該当)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 身体障害者手帳を持っている</li> <li><input type="checkbox"/> 住宅改修の障がい名および障がい程度(個別等級等)に該当する</li> <li><input type="checkbox"/> 3歳以上</li> <li><input type="checkbox"/> 病院に入院していない</li> <li><input type="checkbox"/> 施設に入所していない</li> <li><input type="checkbox"/> 対象者は介護保険制度非該当             <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 対象者は65歳未満</li> <li><input type="checkbox"/> 対象者は40歳～64歳で特定疾病に該当しない</li> </ul> </li> </ul>
<p>給付要件について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 新規申請(一人で1回)</li> <li><input type="checkbox"/> 新築ではない</li> <li><input type="checkbox"/> 増築ではない</li> <li><input type="checkbox"/> 改修後の申請ではない(事前申請)</li> <li><input type="checkbox"/> 工事の着工をしていない(事前申請)</li> </ul>
<p>改修工事の内容について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 改修工事の内容は、バリアフリーのための工事である (「該当となる改修工事」参照) (壁を壊す工事、壁紙張替等は非該当)</li> </ul>
<p>※申請者と家屋の所有者が異なる場合のみ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 家主の承諾を受けている(書面で提出)</li> </ul>

上記チェック項目全てに該当する人は、「(3) 申請について」に記載の必要書類などをご準備のうえ、申請してください。

お問い合わせ

唐津市 障がい者支援課

TEL 0955-72-9150

FAX 0955-74-5628

MAIL shougai-shien@city.karatsu.lg.jp